

保 発 1 2 2 4 第 4 号

平成26年12月24日

都 道 府 県 知 事
地方厚生（支）局長

} 殿

厚生労働省保険局長

（公 印 省 略）

「保険者番号等の設定について」の一部改正について

「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成26年法律第47号）及び「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年法律第50号）が本年5月30日に公布され、平成27年1月1日から施行されるところである。

これに伴い、「保険者番号等の設定について」（昭和51年8月7日保発第45号・庁保発第34号）の一部を別紙のとおり改正し、平成27年1月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。

「保険者番号等の設定について」（昭和51年 8 月 7 日保険発第45号・庁保発第34号）
の一部改正について

1 2の(11)を次のように改める。

(11) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援（法第19条の2関係）

都道府県、指定都市及び中核市ごとに、平成26年11月20日雇児母発1120第1号により定められた小児慢性特定疾病医療支援の公費負担者番号をもって、それぞれ当該都道府県、指定都市及び中核市の公費負担者番号とすること。

2 2の(23)の次に(24)として次のように加える。

(24) 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療（法第5条関係）

公費負担者番号については、平成26年11月12日健疾発1112第2号通知によるものとする。

3 別表1の(3)を次のように改める。

区 分		法別番号
公 費 負 担 医	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による	・ 結核患者の適正医療（法第37条の2関係） ・ 結核患者の入院（法第37条関係）
		1 0 1 1
	生活保護法による医療扶助（法第15条関係）	1 2
	戦傷病者特別援護法による	・ 療養の給付（法第10条関係） ・ 更生医療（法第20条関係）
		1 3 1 4
	障害者自立支援法による	・ 更生医療（法第5条関係） ・ 育成医療（法第5条関係）
		1 5 1 6
	児童福祉法による	・ 療育の給付（法第20条関係）
		1 7
	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による	・ 認定疾病医療（法第10条関係） ・ 一般疾病医療費（法第18条関係）
		1 8 1 9
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に	・ 措置入院（法第29条関係）
		2 0

療 制 度	による		
	障害者自立支援法による	・精神通院医療（法第5条関係）	2 1
	麻薬及び向精神薬取締法による入院措置（法第58条の8関係）		2 2
	母子保健法による養育医療（法第20条関係）		2 3
	障害者自立支援法による療養介護医療（法第70条関係）及び基準該当療養介護医療（法第71条関係）		2 4
	肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付		3 8
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による	・一類感染症等の患者の入院（法第37条関係）	2 8
		・新感染症の患者の入院（法第37条関係）	2 9
	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による医療の実施に係る医療の給付（法第81条関係）		3 0
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項に規定する医療支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第2項において準用する場合を含む。）		2 5
	特定疾患治療費、先天性血液凝固因子障害等治療費、水俣病総合対策費の国庫補助による療養費及び研究治療費、茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱による医療費及びメチル水銀の健康影響による治療研究費		5 1
	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援（法第19条の2関係）		5 2
	児童福祉法の措置等に係る医療の給付		5 3
	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療（法第5条関係）		5 4
	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法による定期検査費及び母子感染防止医療費の支給（法第12条第1項及び第13条第1項関係）		6 2
	石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給（法第4条関係）		6 6

	児童福祉法による肢体不自由児通所医療（法第21条の5の28関係）及び障害児入所医療（法第24条の20関係）	79
--	---	----

「保険者番号等の設定について」(昭和51年8月7日保険発第45号・庁保発第34号)の一部改正について

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
2	公費負担者番号の設定について 公費負担者番号の設定については以下によるものとする。 (1)～(10) (略)	2	公費負担者番号の設定について 公費負担者番号の設定については以下によるものとする。 (1)～(10) (略)
	(11) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援 (法第19条の2関係) 都道府県、指定都市及び中核市ごとに、平成26年11月20日雇児母発1120第1号により定められた小児慢性特定疾病医療支援の公費負担者番号をもって、それぞれ当該都道府県、指定都市及び中核市の公費負担者番号とすること。 (12)～(23) (略)		(11) 児童福祉法による小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付 (法第21条の5関係) 都道府県及び指定都市ごとに、昭和49年10月14日児企第46号により定められた小児慢性特定疾患治療研究事業の公費負担者番号をもって、それぞれ当該都道府県及び指定都市の公費負担者番号とすること。 (12)～(23) (略)

別表1 法別番号表
(3)

区 分		法別 番号
児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援 (法第19条の2関係)		5 2
難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療 (法第5条関係)		5 4

別表1 法別番号表
(3)

区 分		法別 番号
児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援 (法第19条の2関係)		5 2
難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療 (法第21条の5関係)		5 2